

第1回 太陽発電施設の適正な設置及び維持管理に関する検討会議結果

【日時】

令和7年12月20日（土曜日）午後2時00分から午後3時40分

【会場】

網走市エコーセンター2000 大会議室

【参加者】

○委員

太田 雅幸（会長）	太田雅幸法律事務所 弁護士
笹木 潤（副会長）	東京農業大学生物産業学部 教授
中山 寿一	網走商工会議所 副会頭
田口 徹	網走市観光協会 専務理事
黒田 幸市	網走市町内会連合会 会長
奥泉 利明	西網走行政連絡協議会 会長
木村 潤一郎	一般公募委員
名古屋 美津重	一般公募委員

○アドバイザー

伊藤 嘉高	公益財団北海道産業資源循環協会 副会長
石井 一英	北海道大学大学院工学研究院 教授

○オブザーバー

疋田 堅哉	オホーツク総合振興局環境生活課 主幹
-------	--------------------

○事務局

田邊 雄三	市民環境部長
寺口 貴広	市民環境部次長
八百坂 則勝	同 生活環境課 参事
倉橋 樹	同 生活環境課環境対策係 主事
福田 悠介	同 生活環境課環境対策係 主事

（関係職員）

立花 学	建設港湾部長
佐藤 岳朗	農林水産部長
北村 幸彦	観光商工部長
中村 幸平	同 商工労働課長
井上 博登	同 観光課長

【 発言要旨 】

○事務局

・本市ではバイオマス発電や「あばしり電力株式会社」の設立など、再エネ導入を積極的に進めてきた。一方で、大規模施設の景観への影響、いわゆる「隠れメガソーラー（分割設置による規制逃れ）」などの懸念も出ている。

・現在、市内には一般家庭用（10kW未満）を除き、152箇所の太陽光発電施設が設置されており、業者と地域住民との間で合意形成がなされないまま工事が開始されたという市民からの相談も寄せられている。

○各委員

・能取港町にある臨海研究センター（東京農業大学の施設）の隣接地で強風によりパネルの架台が崩壊し、ひしゃげたまま放置されているという事例がある。維持管理や安全対策など、責任の所在の明確化が必要だと感じる。

・カーボンニュートラルへの貢献と規制のバランスが重要であり、太陽光発電開発に関するビジネスとしての将来像も含め、開発のあり方に注視すべきである。また、企業の持続的な経営能力やリスク管理の視点を整理し、責任の所在を担保する仕組みが必要である。

・網走の最大の魅力はオホーツク海や能取湖、流氷といった豊かな自然景観であり、これを損なう乱開発は避けるべきである。将来、発電施設が「廃墟ホテル」のように放置され、市のイメージを悪化させることを危惧している。

・太陽光発電施設に関して、一律に規制するだけでなく、防災拠点（コミュニティセンター等）に設置するなど、地域に資する形での導入は進めるべきである。20～30年後に事業者がいなくなった場合に放置されるのが一番の不安であり、廃棄費用の積み立てや、最後まで責任を全うさせる仕組みが必要である。

・中規模施設では転売や買い取り業者の介在により所有者が不明確になるケースが多く、草刈りやフェンス等の維持管理が不十分な事例が見受けられる。事業者が最終的な撤去及び処分責任を負う仕組みが必要である。

・20～30年後、子供の世代に、太陽光パネルの適切な処分など「負の遺産」を残さないか心配である。太陽光以外の地熱発電などの選択肢も検討すべきではないか。

○アドバイザー

・国の制度が変わり、10kW以上の事業用太陽光については、将来の廃棄費用を積み立てることが義務化された。事業者が不在となった場合でも撤去費用が確保されないという事態は法的に防げるようになっている。

・北海道内でも太陽光パネルのリサイクルが可能となっており、適切な廃棄ルートに乗せることが重要である。環境省の太陽光発電のリサイクル推進に関するガイドラインが出ているので、活用し実効性のある計画を策定すべきである。

・太陽光パネルに有害物質が含まれているという懸念はあるが、放置されただけですぐに汚染が広がるわけではない。長時間放置されパネルが粉々になったり、ヒビから雨水が入ったりしない限り、使用中に問題がないものは直ちに危険を及ぼすものではないという正しい認識が必要である。

・「リサイクルシステムが整っていないから放置される」という認識も誤りである。費用をかけて適切に行うことで、リサイクルや環境に配慮した形での処分は、現在の技術で十分に可能である。

・実際の問題は技術ではなく、撤去・処分費用の「積立制度」が適切に運用されているか、そして放置を防ぎ、確実に処分を履行させることができる「責任ある業者との紐付け」や、太陽光パネルが放置されないような「体制」が整っているかという点にある。

・太陽光パネルには様々な設置形態（環境アセス案件、FIT案件、事業者の自家利用、PPAモデル、家庭利用、公共利用の地域電力関連等）のほか、市で唯一把握できるのが林地開発による太陽光パネル設置があるが、同じ太陽光パネルでもそれぞれの背景が異なることを正しく理解できるよう、情報の整理が必要である。

・一律に禁止するのではなく、場所によって「促進エリア」「禁止エリア」「調整エリア」を分ける「ゾーニング」という手法がある。

・儲けがすべて市外に流出するのではなく、今後設置する太陽光パネルは、地産地消や地域の経済・レジリエンス（停電時対応等）に役立つ「地域に裨益をもたらす再生可能エネルギー」という視点で検討すべきである。

・国の政策である脱炭素が進むよう、森林伐採など新たな自然開発に繋がらない、生態系の環境への配慮、太陽光パネルのしっかりとした管理、廃棄を徹底することで、太陽光パネルを促進するべきと考える。

○オブザーバー

・北海道全体では、アセスメント逃れを目的とした事業の意図的な分割（分割開発）が問題となっている。釧路市やむかわ町などで深刻な事例があり、道内で約300箇所が分割の疑いがあると把握している。道としては法令遵守および地域の環境との調和を前提とした事業推進を求めており、地域の特性に合わせた実効性のあるルールの検討を期待している。

・地域の特性を踏まえた、地産地消や地域経済・レジリエンス（停電時対応等）に役立つという視点が重要だと感じている。地域の環境との調和を前提とした事業推進を求めており、地域の特性に合わせた実効性のあるルールの検討を進めていただければと思う。